

# 別海町議会会議録

第1号（平成24年6月19日）

## ○議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                                    |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                                       |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告  |
| 日程第 5 |        | 町長行政報告及び提出案件の概要説明                            |
| 日程第 6 | 議案第45号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                 |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 平成24年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第11 | 議案第50号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                     |
| 日程第12 | 議案第51号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                     |
| 日程第13 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について                                |
| 日程第14 | 議案第53号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について                          |
| 日程第15 | 議案第54号 | 町道の路線認定及び廃止について                              |
| 日程第16 | 報告第 1号 | 平成23年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について                  |

## ○会議に付した事件

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                                    |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                                       |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告  |
| 日程第 5 |        | 町長行政報告及び提出案件の概要説明                            |
| 日程第 6 | 議案第45号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                 |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 平成24年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |

- 日程第10 議案第49号 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第12 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第13 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第53号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第54号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第16 報告第1号 平成23年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○出席議員（17名）

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	沓 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
12番	松 原 政 勝	13番	戸 田 博 義
14番	戸 田 憲 悦	15番	中 村 忠 士
16番	佐 藤 初 雄	副議長	17番 安 田 輝 男
議長	18番 渡 邊 政 吉		

○欠席議員（1名）

11番 丹 羽 勝 夫

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代表監査委員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	教育委員長	大 塚 保 男
選 管 委 員 長	高 崎 好 藏	農業委員会会長	松 田 寅 義
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	佐 藤 次 春
産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜	建 設 水 道 部 長	天 田 豊
教 育 部 長	大 島 登	監 査 委 員 事 務 局 長	上 月 昭 彦
農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男	病 院 事 務 長	真 籠 毅
会 計 管 理 者	半 田 雅 代	総 務 部 次 長	宮 部 正 好
福 祉 部 次 長	佐 藤 英 敏	福 祉 部 次 長	田 保 圭 乙
産 業 振 興 部 次 長	竹 内 伸 康	建 設 水 道 部 次 長	永 野 寛 昭
教 育 部 次 長	藤 原 繁 光	総 務 課 長	宮 部 正 好
総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人	財 政 課 長	河 嶋 田 鶴 枝
総 務 課 参 事	佐 藤 則 夫	税 務 課 長	宮 越 正 人
町 民 課 長	半 田 三 喜 男	福 祉 課 長	佐 藤 英 敏
福 祉 課 参 事	清 水 純 夫	特 養 建 設 準 備 室 長	田 保 圭 乙
保 健 課 長	佐々木 勉	農 政 課 長	山 崎 茂

環境特別推進室長 登 藤 和 哉  
商工観光課長 大 槻 祐 二  
事業課長 千 葉 悦 男  
学務課長 藤 原 繁 光

水産みどり課長 小 湊 昌 博  
管理課長 小 西 健 夫  
上下水道課長 永 野 寛 昭

○議会事務局出席職員

事務局長 土 井 一 典 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 番 木 嶋 悦 寛  
3 番 森 本 一 夫

2 番 松 壽 孝 雄

---

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においても、ネクタイを着用しなくてもいいことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成24年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員、遅参議員は7番小林議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） 議会運営委員会より報告をいたします。

6月7日、14日の2回にわたりまして開催されました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で11件であります。提出された議案は、平成24年度補正予算3件、条例の一部改正2件、辺地の総合整備計画策定・変更で2件、工事請負契約1件、公の施設の指定管理1件、町道の路線認定・廃止1件、平成23年度繰越明許費繰越計算書の報告が1件であります。

これら提出案件のすべてについて、委員会への付託は省略すべきものと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村忠士議員、木嶋悦寛議員、瀧川榮子議員の3名で、全員一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。議員各位、理事者におかれましては、活発な政策論議が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願いを申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

受理いたしました陳情に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、議員、委員会提出案件であります。

現在予定されております議員提出案件は3件であります。1件目は、町長の専決事項の指定についてを私から、2件目は、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を安田輝男議員から、3件目は、地域の実態に応じた高校づくりを求める意見書を木嶋悦寛議員からの提出であります。また、委員会提出案件は1件が予定されております。基地対策関係予算の増額等を求める意見書について、総務文教常任委員長から、それぞれ最終日に提案されることになっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月19日から22日までの4日間とし、1日目は、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の後、提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。2日目は一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。4日目の最終日は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことといたしました。

なお、日程では休会を1日設け、各常任委員会での議案審査や討議の時間が十分確保できるよう配慮しております。各常任委員会の運営等につきましては、委員長を初め議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、議員の質問に対し、論点、争点を明確にするためのものであります。質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されておりますことから、町長を初め執行機関の職員、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月22日までの4日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から、行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

平成24年度第2回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢でございますが、町内の生乳生産につきましては、1月から4月末までで15万9,000トン、対前年比103.3%、販売額では131億8,200万円、対前年比106.0%と順調に推移しております。

乳価につきましては、平成24年度において平均2円31銭の値上げとなりまして、平成22年度並みの水準に回復をいたしましたが、生産資材の高どまりなど、農業経営にとって依然として厳しい状況が続いております。

作況につきましては、5月の平均気温が平年よりやや高い状況だったものの、降雨量が平年に比べて多く、日照時間が少なかったことにより、デントコーンの播種作業が2日ほどおくれました。牧草は、まもなく一番草の収穫が始まりますが、生育についてはほぼ平年並みとのことでございます。

水産業についてですが、ことしのホタテ春漁が今月末で終了いたします。6月9日現在、前年同期と比較いたしまして、数量では114%の1万7,056トンと堅調なもの、金額におきましては91%の35億4,000万円の水揚げとなっております、魚価はやや低迷ぎみでございます。

ことしの漁は、まだまだ序盤戦でありまして、これから始まります大宗の秋サケ漁、そして歳末期のホタテ漁に期待をいたしているところでございます。

このような状況の中、別海漁協においては、ニシンの水揚げが過去になく大漁で、数量で対前年比203%の334トン、金額で167%の4,329万円となりまして、大変喜ばしいことだと感じているところでもございます。

商工業につきましては、全国的に見ますと震災による復興需要がありましたが、北海道ではこの波及がほとんど見られず、デフレ基調の中で燃油価格が高どまりし、消費については低価格志向が強く消費動向が鈍化していることから、依然として厳しい状況が続いております。加えて、今後においては、電力供給の制約による影響が懸念されるところでございます。

商工業に対する当町の施策といたしましては、利子補給事業や商店街活性化を目的としたにぎわい商店街創造事業、開業支援、経営拡大助成、空き店舗利用促進等を目的とした起業家支援事業、また、町内建築業の受注機会をふやすための地域貢献中小企業支援事業など、本年度も引き続き実施しているところであります。

また、町では、別海町中小企業振興基本条例の制定によりまして、平成23年3月に別海町中小企業振興協議会から商工業振興対策としての提言書をいただいておりますので、現在、この提言書を参考にさせていただきながら、商工業振興策としての指針の作成作業を急いでおり、さらなる商工業の振興に取り組んでまいります。

23年度の観光客の入り込み数につきましては、根室管内で前年比6.1%減の180万9,100人でしたが、別海町では前年比14.4%増の29万1,020人が訪れました。これは、平成23年4月にオープンをいたしました道の駅おだいとうの入館者が7万4,760人と、前年比で10倍以上に増加したことが大きな要因となっております。

昨年度の各種イベントにつきましては、えびまつりは震災の影響もあり来場者が減少いたしました。また、産業祭、西別川あきあじまつり、おだいとう白鳥まつりなどは、前々年度を上回る結果となっております。

観光産業は、地域外からの集客による外貨の獲得に最も効果的であることから、本年度は修学旅行者受け入れ体制の検討や体験型観光を推進し、滞在型観光への取り組みを強化していきたいと考えております。

また、ジャンボホタテバーガーなどの食観光は、徐々に定着しつつありますが、より一層のPRに努めて食のまち別海を全国に発信するとともに、野付半島を代表とする花観光をPRしてまいります。

また、先週の土曜日には、根室管内の農業、水産、商工業の産業団体と消費者団体、行政、議会関係者など1,200人が結集し、T P P交渉参加断固阻止・根室管内総決起大会が開催されており、本町からも多数の関係者の皆様に参加いただきました。

今後とも国の動向を注視しながら、関係機関、団体の皆様とともに交渉参加断固阻止に向けて対応してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建てかえと経営移譲に係る経過等についてでございますが、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにつきましては、昨年6月定例会での行政執行方針におきまして、施設の建てかえが必要であり、建てかえは民設民営の方向で検討を進めることを申し上げておりました。

経営移譲先として、地元社会福祉法人でありますべつかい柏の実会を相手方としてこれまで協議をしてきましたが、経営移譲に当たっては、双方の基本的な考え方がおおむね理解できたと判断し、基本合意に向け事務を進めたいと考えております。

また、このことに関しては、町民の皆さんにこれまでの経過や今後の計画等について説明する場を設け、その後、法人と基本合意書の取り交わしを行う予定でおります。

経営移譲については平成26年4月1日、建設着手は平成26年6月ころ、新施設の完成は平成27年2月末を目標として、関係機関との調整を進めたいと考えております。説明の場につきましては、懇談会の形式によりまして、7月9日、12日、13日に、それぞれ尾岱沼東公民館、役場会議室、西公民館で開催を予定しておきまして、住民の皆様には、ホームページ、広報、折り込みチラシなどによりお知らせをさせていただきます。

次に、災害時緊急速報の活用についてでございますが、町では、国や地方公共団体から配信される避難勧告や避難指示、各種警報など、住民の皆様のお安全にかかわる情報を、対象エリアの携帯電話に配信するサービスとして、平成23年12月1日からNTTドコモの緊急速報エリアメールの利用環境を整えておりましたが、他社においても同様のサービスが提供されたことから、このたびその利用手続を完了いたしております。

運用の開始日については、ソフトバンクが6月20日、auが7月1日からの予定となっております。機種によっては対応できないものや、設定が必要なものもありますので、携帯会社のホームページや販売店に問い合わせ確認をいただくよう、広報紙でお知らせをしております。

最後となりますが、矢臼別演習場における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

5月の臨時会におきまして、その時点までに得ていた情報や、矢臼別演習場関係機関連絡会議が、北海道防衛局に対して行った要請などについて御報告をいたしました。その後の経過について若干御説明を申し上げます。

臨時会以降の経過につきましては、新聞などでも各種報道がされているところですが、町では、6月11日にブラウン大隊長の表敬訪問を受けております。この際、大隊長からは、訓練の安全及び円滑な実施に最大限の努力を怠ることが伝えられました。

また、6月12日にはブリーフィングが行われ、16日には訓練の公開も実施されたところでございますが、残念なことに、公開前日の15日午後4時ころ、参加隊員のたばこの火の不始末による火災（野火）が発生をいたしました。

町には、野火の発生並びに直ちに実施した消火活動により鎮火したという情報が逐次報告されてはありましたが、同日中に北海道防衛局長に対し遺憾の意を表明するとともに、原因究明と再発防止の徹底を図るよう緊急要請を行ったところであります。また、北海道知事からも同様の要請を行っております。

この野火発生の対応について、海兵隊では、すべての隊員に対して、廠舎を除く演習場内での喫煙を禁止したと、当町職員も参加した訓練公開時に公表があったところでございます。

町といたしましては、今後とも速やかな情報提供を求め、安全かつ円滑な訓練が実施されるよう、矢臼別演習場関係機関連絡会議などと調整を図りながら、必要な対応をしてみたいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

続きまして、本定例会に提出をさせていただきました議案につきまして、概要を説明申し上げます。

本定例会に提出をさせていただいた案件は、議案10件と報告1件でございます。

議案第45号から議案第47号までの3件は、平成24年度各会計の補正予算でございます。一般会計で3,930万円、国民健康保険特別会計で6,420万円、水道事業会計で476万2,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第48号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。本議案は、住民基本台帳法の一部が改正され、新たに外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となったことから、関係する町条例3件について所要の改正をするものでございます。

議案第49号は、別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本議案は、本年度から3カ年の計画で、中西別の地域振興住宅の浄化槽を整備するに当たり、使用料の徴収方法などを定めるために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第50号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてで、平成23年度で5カ年の計画期間の終了した美原辺地と西春別辺地、さらにこれまで計画の策定されていなかった尾岱沼辺地と三つの辺地について、新たに平成24年度から5カ年の整備計画を策定しようとするものでございます。

また、議案第51号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてですが、こちらはさきに議決をいただいている中西別、泉川及び中春別辺地の整備計画を変更するものでございます。

議案第52号は、工事請負契約の締結についてでございます。6月7日に執行いたしました入札のうち、1件について予定価格が5,000万円を越えることから、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本議案は、本年3月1日に設置及び管理に関する条例を施行した別海町資源循環センターにつきまして、管理を行わせるべく管理者を指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。



議案第54号は、町道の路線認定及び廃止についてでございます。本議案は、改築を行う中西別福祉館が町道の一部にかかるため、当該路線の認定区間を変更するものでございます。

最後ですが、報告第1号につきましては、平成23年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。本報告は、本年3月の第1回定例会において議決をいただいた繰越明許費について計算書を調整いたしましたので、報告をするものでございます。

以上、11件を提出させていただきましたが、御審議の上、本定例会におきまして御決定を賜りますようお願いを申し上げます、議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

提出されております日程第6 議案第45号から日程第15 議案第54号までの10件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第45号から日程第15 議案第54号までの10件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 議案第45号

○議長（渡邊政吉君） 日程第6 議案第45号平成24年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第45号の内容について御説明いたします。

平成24年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

平成24年度別海町一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億3,430万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入で、補正額の欄で申し上げます。

13款使用料及び手数料、1項で10万円の増。

14 款国庫支出金、1 項と 2 項で 2 2 7 万 4, 0 0 0 円の減。

15 款道支出金、1 項と 2 項で 2 7 5 万 1, 0 0 0 円の減。

16 款財産収入、1 項で 8 万 1, 0 0 0 円の増。

18 款繰入金、1 項で 6, 2 3 0 万円の増。

20 款諸収入、5 項で 3 3 4 万 4, 0 0 0 円の増。

21 款町債、1 項で 2, 1 5 0 万円の減。

歳入合計で 3, 9 3 0 万円を追加し、歳入予算の総額を 1 4 8 億 3, 4 3 0 万円とするものです。

次に、3 ページ、歳出です。

2 款総務費、1 項と 2 項で 3, 2 7 5 万 3, 0 0 0 円の増。

3 款民生費、1 項と 2 項で 8 3 万 8, 0 0 0 円の減。

6 款農林水産業費、1 項と 4 項で 4, 8 8 8 万 4, 0 0 0 円の増。

8 款土木費、2 項と 4 項で 4, 7 9 1 万 4, 0 0 0 円の減。

10 款教育費、3 項から 6 項で 6 4 1 万 5, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 3, 9 3 0 万円を追加し、歳出予算の総額を 1 4 8 億 3, 4 3 0 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為です。

設定は 1 件で、釧路開発建設部根室農業事務所在勤化により、民間の事務所を町で借り上げ転貸する釧路開発建設部根室農業事務所賃貸に係る債務負担行為で、期間は、平成 25 年度から平成 42 年度までの 18 年間、限度額は 9, 7 2 0 万円です。

次に、第 3 表、地方債補正です。

今回の補正は 2 件で、すべて限度額の変更をするものです。

まず、泉川北 4 線改良舗装事業、補助事業確定により 1, 0 4 0 万円を減額し、補正後の限度額を 4, 1 8 0 万円とするものです。

次に、根室中部 3 号幹線改良舗装事業、これにつきましても補助事業確定により 1, 1 1 0 万円を減額し、補正後の限度額を 2, 6 5 0 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計では、1 2 億 8, 2 2 0 万円から 2, 1 5 0 万円を減額し、補正後限度額を 1 2 億 6, 0 7 0 万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明しますが、1 の総括は省略し、2 の歳入から御説明させていただきます。7 ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

款 13 使用料及び手数料、項 1、目 5、土木使用料 1 0 万円の増は、地域振興住宅合併処理浄化槽施設設置に伴う使用料です。

款 14 国庫支出金、項 1、目 2、民生費国庫負担金 9 7 万 4, 0 0 0 円の減は、国民健康保険支援保険料負担金の減です。項 2、目 3、農林水産業費国庫補助金 3, 9 0 0 万円の増は、産地水産業強化支援事業採択による交付金です。目 4、土木費国庫補助金 4, 0 3 0 万円の減は、社会資本整備総合交付金道路分事業確定によるものです。

次に、8 ページをお開きください。

款 15 道支出金、項 1、目 1、民生費負担金 3 7 8 万 5, 0 0 0 円の減。国民健康保険

軽減保険料負担金及び支援保険料負担金の減です。項2、目4、農林水産業費補助金103万4,000円の増は、草地植生改善地域密着モデル事業採択によるものです。

款16財産収入、項1、目1、財産貸付収入8万1,000円の増は、根室農業事務所用地貸し付け収入です。

款18繰入金、項1、目1、財政調整基金繰入金6,230万円の増は、今回補正に伴う不足財源分といたしまして、財政調整基金から繰り入れを行うものです。この繰り入れにより、財政調整基金の予算上の残高は14億7,425万5,000円となります。

款20諸収入、項5、目5、雑入334万4,000円の増は、根室農業事務所転貸に係る貸し付け使用料が主なものです。

次に、10ページをお開きください。

款21町債、項1、目4、土木債2,150万円の減は、社会資本整備総合交付金道路事業確定による減です。

以上で、歳入を終わります。

11ページをお開きください。

3、歳出です。

款2総務費、項1、目2、職員管理費1,040万円の増。自治法派遣職員の給与費負担金です。目5、財産管理費2,188万4,000円の増は、中西別福祉館改築に伴う旧施設解体撤去などの事業費及び尾岱沼普通住宅屋根外壁改修が主なものです。

次に、12ページをお開きください。

目9、支所費10万5,000円の増。西春別支所管理経費の増です。項2、目2、賦課徴収費36万4,000円の増。税の移管対象者及び金額確定による負担金の増です。

13ページ、款3民生費、項1、目1、社会福祉総務費634万6,000円の減。国民健康保険特別会計繰出金の減です。目2、老人福祉費513万5,000円の増。今後、建設が予定される新特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの建設予定地の地耐力調査を町が行うものです。項2、目4、保育園費16万円の増。上西春別保育園管理経費の増です。目6、児童館費21万3,000円の増。児童館管理経費の増です。

14ページをお開きください。款6農林水産業費、項1、目3、農業振興費418万4,000円の増。草地植生改善地域密着モデル事業の追加採択及び根室農業事務所の借り上げ料です。なお、この借り上げ料につきましては、同額の歳入で充当されます。項4、目2、水産業振興費4,470万円の増。産地水産業強化支援事業の採択及び別海漁業協同組合が実施する秋サケ雌付加価値対策事業に対して助成をするものです。

15ページ、款8土木費、項2、目1、道路橋梁総務費3万2,000円の増。用地管理事務経費の増です。目2、道路維持費800万円の増。町道維持補修事業の増。目3、道路新設改良費5,600万円の減。臨時町道整備事業の増及び社会資本整備道路交付金事業の事業確定による減です。

16ページをお開きください。項4、目1、住宅管理費5万4,000円の増。地域振興住宅合併浄化処理施設設置に伴う維持管理経費です。

17ページ、款10教育費、項3、目1、学校管理費186万6,000円の増。各中学校経費の増です。目2、教育振興費211万4,000円の増。新指導要領による武道必修に係る教育教材の購入です。項4、目2、教育振興費90万円の増。私立幼稚園特別支援教育対策事業の増です。項5、目5、中央公民館費143万5,000円の増。会議室など一部を、集中ボイラーから各部屋灯油ストーブへ変更する改修費です。

18ページをお開きください。項6、目1、保健体育総務費10万円の増。中標津、別海で開催されます軟式野球日本スポーツマスターズ北海道大会の負担金です。

以上で、議案第45号一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ページ数で言いますと、14ページの項4、目2の水産業振興費の中の説明の部分で、産地水産業強化支援事業負担金3,900万円ということで、資料を見ると当幌川のふ化場さけ・ます増殖施設整備ということになってはいますが、そこまではわかりますが、もう少し内容をお知らせいただけたらと思います。

それから、その下にある水産物流通等対策事業です。海外市場流通研修ということのようですが、これについてももう少し詳しく内容をお知らせ願います。

それから、17ページに行きまして、項3の目2、教育振興費の、先ほど説明がありましたが、教育活動経費211万4,000円ですが、武道教育ということですが、内容をお知らせください。

最後ですけれども、項4、目2の私立幼稚園事業補助金ですが、内容的には障がい児の受け入れ補助ということになっているようですが、これについてももう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（小湊昌博君） ただいま中村議員から御質問のありました産地水産業強化支援事業について御説明させていただきます。

本事業の実施主体は、根室管内さけ・ます増殖事業協会となります。本事業は、現在、床丹ふ化場で生産されている稚魚が、近年、養殖用水の水質の悪化により幼魚期に病気が発生するようになり、床丹ふ化場では十分な消毒ができないことから、養魚生産場所を当幌ふ化場に移すことによる養魚用水の確保のための新しい井戸の掘削と、消毒可能な施設に変えるために浮上槽を設置するものです。この事業により、健苗な稚魚が生産されることになることと見込まれております。

事業内容としましては、用水設備工事と既存養魚池の改修、浮上槽56基を設置するものであり、事業費の総額は7,889万7,000円で、うち国の補助金は2分の1以内の3,900万円となります。残りについては、管内さけ・ます増殖事業協会が負担となります。

続きまして御質問のありました、農林水産業振興奨励事業の水産物流通等基盤強化対策事業について説明させていただきます。

本事業の実施主体は別海漁協となります。別海漁協は、近年、さけ・ます漁獲量の不振が続く中、漁船燃料代の高騰などが追い打ちをかけ、組合の漁業経営は極めて厳しい状況にある中、さらに秋サケ漁獲量の低下に伴い、当該漁協のブランドであるサケ加工品、献上サケ用の雄サケの数量確保にも苦慮している状況であります。そこで、漁業経営の安定を図る対策として、その加工収入効果を組合員に還元することを目的として、新たに雌サケの加工方法を手がけ、ブランド品を確立することを目的としております。

新たな製法による雌サケ加工の試作及び販路の開拓となるため、攪拌機等の機材購入

費、加工に伴う人件費及び交通費等の経費が多額となることから、事業内容を精査した結果必要と認め、補助率2分の1以内として570万円を補助するものであります。高次加工品が安定して供給できる体制が構築されることにより、漁協及び魚価の経営安定基盤が図られるものと期待できると考えております。

以上です。説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、教材購入費の関係でございますが、平成24年度から新学習指導要領におきまして、武道の必修化に伴いまして、各中学校が2学期以降から実施いたします剣道実施校8校、教習、または生徒の増などで不足しております剣道防具の購入、また、柔道の実施校、中春別中学校でございますが、柔道着について、当初、保護者負担としておりましたが、希望する生徒の貸しつけを行うことで保護者の負担を軽減するため、柔道着購入費を補正予算で計上するものでございます。

もう1点の私立幼稚園特別支援教育対策事業でございますが、私立幼稚園が行う障がい児教育に対しまして補助金を交付することにより、私立幼稚園での障がい児の受け入れを容易にし、教育の機会均等を進めるため、私立幼稚園に対しまして90万円を交付するものでございます。

この該当幼稚園につきましては、くるみ幼稚園でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 大体わかりましたけれども、障がい児の受け入れの関係ですが、人数的には何名くらいという予定になっているか、わかれば教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） くるみ幼稚園につきましては、自閉症の方で1名、当初で予算を組んでおりますが、愛光幼稚園で身体障がい者1名。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） わかりました、ありがとうございます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） 中村議員の質問にも関連いたしますが、教育振興費の中で、先ほど武道の話ですが、2学期から取り入れるということで、これは町内の中学校の全校がこれを取り入れるのかどうか。あるいは、武道等、報道の中ではダンスを取り入れるとか、いろいろな話がありますが、それに対する教職員の対応というのは、これに伴ってできるのかどうか、その辺について質問いたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） 武道の必修化に伴いまして、前段申し上げましたが、剣道については8校、柔道につきましては中春別中学校が1校というふうになっております。必修化に伴います指導の関係でございますが、教育委員会、北海道教育委員会、あるいは文科省で各種講習会等を行おうと、そういう中で適正な指導が図られるというふうを考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

◎日程第7 議案第46号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第46号平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第46号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げます。

まず、歳入の国民健康保険税でございますが、保険税算出の基礎となる平成23年分の所得確定をもとに算定を行い、歳出においては、医療保険者の負担となる支援金、納付金、拠出金などの額が決定されたことや、平成23年度の歳入歳出決算見込みなどを踏まえて、本会計の歳入歳出予算の精査を行ったものでございます。

それでは、別冊の別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,120万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

まず、歳入です。補正額の欄で申し上げます。

款1国民健康保険税、1項で3,239万3,000円の増。

款2国庫支出金、1項で652万円の増。

款3療養給付費等交付金、1項で150万8,000円の増。

款4前期高齢者交付金、1項で16万3,000円の減。

款5道支出金、1項と2項で2,391万8,000円の増。

款7繰入金、1項で634万6,000円の減。

款8繰越金、1項で1,224万7,000円の増。

款9諸収入、3項で587万7,000円の減。

歳入合計で6,420万円を増額し、24億1,120万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

款1総務費、1項と2項で45万円の減。

款3後期高齢者支援金等、1項で19万7,000円の増。

款4前期高齢者納付金等、1項で5万2,000円の減。

款6介護納付金、1項で20万6,000円の減。

款7共同事業拠出金、1項で5,552万4,000円の増。

款8保健事業費、1項で18万7,000円の増。

款10予備費、1項で900万円の増。

歳出合計で6,420万円を増額し、24億1,120万円とするものでございます。

次の事項別明細書1の総括については省略させていただきまして、11ページ、3の歳出から御説明いたします。11ページをお開き願います。

3の歳出です。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で申し上げたいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費8万6,000円の減。これは、国保保険者ネットワーク負担金の確定に伴う減でございます。2項1目賦課徴収費36万4,000円の減、これは釧路・根室広域地方税滞納整理機構に対する負担金の確定に伴う減でございます。

12ページです。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金19万7,000円の増。これは、支援金の年度内決定がなされたことにより増額するものでございます。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金5万2,000円の減。これも、納付金額の年度内決定がなされたことにより減額するものでございます。

13ページです。6款介護納付金、1項1目介護納付金20万6,000円の減。これも納付金額の年度内決定がされたことにより、減額するものでございます。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金2,812万6,000円の増。2目保険財政共同安定化事業拠出金2,739万8,000円の増。いずれも、厚生労働省通知国民健康保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業実施要綱の一部改正により再試算された結果、医療費案分、拠出率及び拠出金額が変更になったため増額するものでございます。

14ページです。8款保健事業費、1項1目健康増進指導事業費18万7,000円の増。これは、国の高齢者医療費適正化対策として、後発医薬品、ジェネリック医薬品利用の差額通知書作成業務を国保連へ特別業務依頼するための経費として増額するものでございます。

10款予備費、1項1目予備費900万円の増。予備費につきましては、年度内に急激な医療費の伸びなど、不測の事態に対処するため増額するものでございます。

7ページの歳入に入ります。

2の歳入です。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税3,438万7,000円の増。2目退職被保険者等国民健康保険税199万4,000円の減。いずれも、平成23年分の所得確定をもとに、当初、収納率95%で算定しておりましたが、23年分の国民健康保険税収納状況から収納率を94%で算定し、増減しているものでございます。

2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金51万2,000円の減。これは、歳出の介護納付金、後期高齢者支援金が確定したことにより再試算した結果、減額するものでございます。2目高額医療費共同事業負担金703万2,000円の増。これは、歳出の概算額通知により再試算し、増額するものでございます。

8ページです。3款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金150万8,000円の増。これも、交付金の概算決定通知により増額するものでございます。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金16万3,000円の減。これにつ

いても、交付金の年度内決定通知により減額するものでございます。

9 ページです。5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 7 0 3 万 2, 0 0 0 円の増。これは、歳出の概算額通知により試算した結果、増額するものでございます。2 項 1 目財政調整交付金 1, 6 8 8 万 6, 0 0 0 円の増。これは、交付金の再試算の結果、増額するものでございます。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6 3 4 万 6, 0 0 0 円の減。これは、国保税を補正することから、国保税の軽減に係る繰り入れ分見直しによる減でございます。

1 0 ページです。8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金 1, 2 2 4 万 7, 0 0 0 円の増。これは、2 3 年度の歳計剰余金の見込みによる増額でございます。

9 款諸収入、3 項 5 目歳入欠かん補填収入 5 8 7 万 7, 0 0 0 円の減。これは、今回の補正で歳入歳出で差額が生じたことから、歳入欠かん補填収入を減額するものでございます。

以上で、議案第 4 6 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 4 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、1 0 分間休憩いたします。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第 8 議案第 4 7 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 8 議案第 4 7 号平成 2 4 年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（永野寛昭君） 議案第 4 7 号平成 2 4 年度別海町水道事業会計補正予算について説明をいたします。

補正第 1 号の 1 ページをごらんください。

平成 2 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、総則。

平成 2 4 年度別海町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出。

予算第 3 条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。第 1 款水道事業費用は、第 2 項営業外費用で 2 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、5 億 3 4 8 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 1, 8 1 5 万 9, 0 0 0 円は、減債積立金 1 億 3, 0 7 6 万 6, 0



00円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額842万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,897万1,000円で補てんするものとする。

支出です。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費で500万円を増額し、3億2,779万9,000円とするものであります。

2ページの平成24年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は、省略させていただきます。6ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

さきに款項について説明いたしましたので、目で説明いたします。

さきに下段の資本的収入及び支出の支出です。

1款1項2目施設費500万円の増、床丹地区の配水管新設工事の増額分であります。

次に、上段の収益的収入及び支出の支出です。

1款2項3目消費税及び地方消費税23万8,000円の減。配水管新設工事に伴う消費税及び地方消費税の減額分であります。

戻りまして、3ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業会計資金計画でございます。

初めに、受入資金、1、前年度繰越金で340万9,000円の増、5、過年度未収金で489万4,000円の増、上段です、合わせまして830万3,000円を増額し、受入資金を34億8,648万7,000円とするものであります。

次に、支払資金です。3、建設改良費で500万円の増、5、過年度未払金で903万6,000円の減、中段になります、合わせまして403万6,000円を減額し、支払資金を6億6,610万5,000円とするものであります。

差し引きで1,233万9,000円を増額し、28億2,038万2,000円とするものであります。この金額が年度末の現金預金の予定額でございます。

次に、4ページをごらんください。

平成24年度別海町水道事業予定損益計算書でございます。最下段をごらんください。

当年度純利益が1億8,715万8,000円となる予定でございます。

次の5ページ、平成24年度別海町水道事業予定貸借対照表については省略させていただきます。

以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第9 議案第48号

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 議案第48号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（半田三喜男君） 議案第48号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施

行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容説明をいたします。

初めに、本条例の一部改正の概要について申し上げます。

本件につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成24年7月9日から施行されることにより、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録法が廃止されることから、関係条例を改正し、文言を整理するものでございます。

まず、お手元の議案第48号の議案資料をごらんください。資料1ページをお開き願います。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表により、主な改正点について御説明申し上げます。

初めに、1ページの別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、改正前の条文第2条第1項第1号及び第2号。2ページの第10条第1項第3号が削除されるものでございます。

次に、3ページでございます。

3ページの第11条第1項第1号の文言の整理については、外国人登録法及び外国人登録原票の廃止に伴うものであります。

1ページに戻ります。

1ページの改正後の条文第5条第1項第3号については、住民基本台帳法施行令第30条の2第1項で、外国人住民の通称が住民票の記載事項とされたことから改正するものであります。

また、2ページと同条同項第7号について、非漢字圏の外国人については、片仮名表記についても住民票の備考欄に記録できるため、印鑑登録原票の登録事項として新たに規定するものであります。

第10条の印鑑登録抹消事項についても、第5条と同様に関係する法律の改正により改めるものであります。

次は、3ページです。

3ページの第11条第2項は、外国人については住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記、またはその一部を組み合わせたものであらわした印鑑により、登録できることを新たに指定するために加えるものでございます。

次に、4ページの別海町老人医療費の助成に関する条例の一部改正と、別海町災害見舞金支給に関する条例の一部改正についてでございますけれども、これも、いずれも外国人登録法が廃止されることに伴い文言を整理するものでございます。

次は、5ページです。

5ページの施行日については、関係する法律の施行日と同様に、平成24年7月9日とするものでございます。また、条例改正に伴う旧条例の規定に基づく印鑑の登録及び登録申請の取り扱いについても、附則2項、3項で規定しているところでございます。

以上で、内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第49号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第49号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第49号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

本案につきましては、今年度から中西別地域振興住宅5棟9戸に合併浄化槽を整備いたしますが、使用開始後には維持管理費がかかることから、その費用として、受益者である入居者から使用料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお開きください。

別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

対照表の右側は改正前、左側は改正後であります。左側の改正条文により御説明させていただきます。

第18条第3号に入居者の費用負担義務として、合併浄化槽の使用料を新たに加え、改正前の第3号を第4号に繰り下げるものでございます。

次に、第18条の2に合併浄化槽の使用料の徴収を新たに加え、第1項に、町長は、前条第3号の合併浄化槽の使用料として、別海町下水道条例第16条の規定を適用し、算出した額を徴収する。

第2項に、前項の使用料の算定基礎となる汚水排出量は、入居者が使用した水道水量とする。

第3項に、第1項の使用料は、町長が発行する納入通知書または口座振替の方法により徴収するを明記し、下水道区域の入居者と公平性を保つため、使用料及び算定方法については、下水道使用料と同額同様にしたものであります。また、第18条の3に、合併浄化槽の使用料の減免として、町長は特別の事情があると認めるときは、本条例第18条第3号の合併浄化槽の使用料を減免することができるとし、生活保護世帯等の弱者対策を講じたものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、8ページに、参考として下水道条例第16条の抜粋を載せておりますが、この表中で用途が家庭用の区分の料金が適用されます。

以上で、議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 合併浄化槽の使用料の減免のことでお聞きします。

今、説明の中では、生活保護の世帯などということだったのですけれども、一応、このところでは、特別の事情のある者と認めるときということがありますので、これは、ま

ず、申請によるものなのかどうか。生活保護の場合ではない方で特別の事情が発生したとき、そのときには申請によるものなのかどうかということと、それから、国民健康保険税の場合など保険税の免税で、法定減免のほかに申請減免というのがあるのですが、国民健康保険税の申請減免がなされた世帯が出たときなど、特別の事情で申請減免の申請がなされたときなど、それに連動してこの合併浄化槽の使用料の減免ということについても適用されるということになる必要があるのではないかと思います。あちこち申請をいっぱいするのはなくて、一つのところで特別の減免がされれば、それが連動して申請減免がされればいいなと思うのですが、その辺のところ、窓口での説明の必要性などお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 管理課長。

○管理課長（小西健夫君） ただいまの御質問にお答えします。

今回の減免対象者ですけれども、生活保護世帯のほかに、災害等の理由により入居された方で町長が認めた場合というものを対象としておりますので、先ほど御質問ありました国民健康保険等の申請減免というものは対象にしておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 国民健康保険税の場合も、天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認めるものは税の減免をしますというふうに明記されているので、国民健康保険税とは関係なしで、そういうふうにして特別の事情があった人が、どこかで申請減免が必要なんですということで申請をされた場合に、ここの振興住宅に入っていた人の中で、国保で申請減免が必要なんですというふうに申請した人は、ここに連動して、このところでも減免していく必要があるのではないかと。あちこちで申請書を書かなくても、書いたとしても、窓口でそういうふうにして、このところでも申請すれば減免されることがありますよというふうにして説明していく必要があるのではないかと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、今の質問は、ここでは所管で改正の部分だけを説明されていますので、そういうことになりまして、全体的な申請方法とつながりますが、今の管理課長の説明は、今回の補正の改正部分だけを説明していると思いますので。

○9番（瀧川榮子君） そうしましたら、できるだけ申請減免の必要性が出たところでは窓口をまとめて、こんな申請減免もありますというようなことで、窓口に来た方に説明していただけるような方向性をとっていただければと考えます。要望です。

○議長（渡邊政吉君） 要望はいいのですが、それをどこでどうするかですね。

管理課長、私のほうから、ここの18条の3のところ、町長が認めたという部分で、今回は、さっき管理課長が限定して言われましたが、町長が認めた場合というところで、今、質問があるのですが、今回は、さっき管理課長が説明したとおりなのですが、町長かだれか、そのことについてももしよければ、親切心でお願いしたいと思います。

町長。

○町長（水沼 猛君） 質問の内容がよく理解できないところがありますが、いずれにしても地域振興住宅についての今の答弁なのですが、質問にありました国保の減免対象ということとは、多分、連動しないのだらうと思っています。したがって、先ほど言いましたように、地域振興住宅の場合について、その辺のところは定かではないので断定的な回答もできないのですが、いずれにしても、今ありました災害に遭った方が入った場合につい

での減免措置、これについて答弁があったところでございます。

したがいまして、町長の判断によって減免できる場合もあるというようなこともありましたが、それについては今の時点でどういうことが該当になるのかについて、今、定かではございませんので、答弁は避けさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

### ◎日程第 11 議案第 50 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 11 議案第 50 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第 50 号の内容説明をいたします。

議案の 9 ページをお開きください。

議案第 50 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項において、辺地の公共的な設備を整備しようとするときは、あらかじめ知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する法律上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、総合整備計画を策定するのは、尾岱沼、美原及び西春別の三つの辺地です。10 ページから順次説明いたします。

10 ページをお開きください。まず、尾岱沼辺地の総合整備計画です。

辺地の人口を 1,512 人、面積 29.4 平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町尾岱沼、尾岱沼潮見町、尾岱沼港町、尾岱沼岬町。

辺地の中心の位置、野付郡別海町尾岱沼港町 155 番地 1。

辺地度数、126 点。

整備を必要とする事情は、消防施設については現存の施設は老朽化が進んでおり、狭隘であるため消防車両出動時、地震発生時等において危険な状態である。また、尾岱沼地域は当町海岸地区の防災拠点として重要であり、ドクターヘリの発着場としての機能を有する消防施設の建設整備が必要である。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は、社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要があるというものです。

整備計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間となります。

施設名は、2 事業となり、まず、消防施設、第 3 分団詰め所車庫・尾岱沼分遣所改築事業は、事業主体名は別海町、事業費 3 億 9,973 万円、全額一般財源 3 億 9,973 万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 3 億 8,870 万円とするものです。

次に、下水道、漁業集落排水事業、事業主体名は別海町、事業費 7,500 万円、財源内訳といたしまして、特定財源が 5,640 万円、一般財源が 1,860 万円、一般財源の

うち辺地対策事業債の予定額を1,860万円とするものです。全施設の事業費合計は4億7,473万円となります。

次に、11ページ、こちらは美原辺地の総合整備計画です。

辺地の人口を278人、面積66.1平方キロメートル。

辺地の概況のうち、辺地を構成とする字名、野付郡別海町美原。

地域の中心の位置、野付郡別海町美原66番地24。

辺地度点数205点。

整備を必要とする事情は、産業農林道について、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間となります。

施設名は、産業農林道、美原東地区農道整備事業外1事業、事業主体名は北海道、事業費1億7,140万円、財源内訳といたしまして、特定財源が1億3,283万5,000円、一般財源が3,856万5,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3,840万円とするものです。

次に、12ページをお開きください。こちらは、西春別辺地の総合整備計画です。

辺地の人口2,896人、面積152.6平方キロメートル。

辺地の概況のうち、辺地を構成する字名、野付郡別海町西春別、西春別昭栄町、西春別本久町、西春別宮園町、西春別清川町、西春別幸町、西春別駅前寿町、西春別駅前錦町、西春別駅前栄町、西春別駅前西町、西春別駅前柏町、西春別駅前曙町。

地域の中心の位置、野付郡別海町西春別駅前錦町39番地。

辺地度点数115点。

整備を必要とする事情は、交通道路については、未改良のため融雪期は生産物の搬出及び通学バスの運行に支障を来していることや、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため改良・舗装の必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故、機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため改築・更新を効率的に進める必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要がある。

産業近代化施設については、農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要であるというものです。

整備計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間となります。

施設名は4事業となり、まず、交通道路、西春別17号線改良舗装事業外1事業は、事業主体名は別海町、事業費2億3,110万円、財源内訳といたしまして、特定財源が1億5,777万円、一般財源が7,333万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を7,110万円とするものです。

次に、下水道、特定環境保全公共下水道事業外1事業は、事業主体名は別海町、事業費6,650万円に財源内訳といたしまして、特定財源が4,980万円、一般財源が1,670万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,670万円とするものです。

次に、産業農林道、西春別第4地区農道整備事業外1事業は、事業主体名は北海道、事業費2億2,050万円、財源内訳といたしまして、特定財源が1億1,225万円、一般財源が1億825万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億810万円とするものです。

次に、経営近代化施設、環境保全型かんがい排水事業は、事業主体名は国、事業費1億4,019万6,000円、全額一般財源1億4,019万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億4,010万円とするものです。

全施設の事業費合計は6億5,829万6,000円となります。

以上で、議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

### ◎日程第12 議案第51号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第51号の内容説明をいたします。

議案の13ページをお開きください。

議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事との協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第9項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、変更するのは、中西別、泉川及び中春別の三つの辺地です。

14ページから、順次説明いたします。14ページをお開きください。

まず、中西別辺地総合整備計画です。

中西別辺地の総合整備計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、産業農林道施設、広野地区農道整備事業外4事業のうち、矢臼別第2地区及び別海南部地区農道整備事業の事業費の増額により、事業費2億1,953万6,000円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を15億1,305万6,000円、財源内訳は、特定財源9億3,976万6,000円、一般財源を5億7,329万円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億9,060万円を追加して、5億7,190万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は22億1,727万6,000円となります。

次に、15ページ、泉川辺地総合整備計画です。

泉川辺地の総合整備計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、泉川北4線整備事業外1事業のうち、泉川北4線整備事

業の事業費の増額により、事業費 2 億 3 1 5 万 1, 0 0 0 円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を 7 億 5, 0 1 5 万 1, 0 0 0 円、財源内訳は、特定財源を 4 億 3, 2 5 4 万 5, 0 0 0 円、一般財源を 3 億 1, 7 6 0 万 6, 0 0 0 円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 9, 7 2 0 万円追加して、3 億 1, 6 0 0 万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は 1 0 億 1, 8 6 9 万 6, 0 0 0 円となります。

次に、1 6 ページをお開きください。中春別辺地総合整備計画です。

中春別辺地の総合整備計画は、平成 2 1 年度から平成 2 5 年度までの 5 年間で、今回は第 3 次の変更です。

変更の内容は、産業農林道、中春別西 1 1 線地区農道整備事業外 1 事業に、富岡南地区基盤整備事業の追加及び富岡西地区農道整備事業の事業費の追加により、事業費 1 億 9 6 5 万円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を 2 億 9, 3 9 5 万円、財源内訳は、特定財源を 2, 7 7 5 万円、一般財源を 2 億 6, 6 2 0 万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 8, 1 8 0 万円追加して、2 億 6, 4 8 0 万円とするものです。

変更後の全施設の事業費の合計は 8 億 8, 2 4 4 万 6, 0 0 0 円となります。

以上で、議案第 5 1 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 5 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 0 時 5 5 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎日程第 1 3 議案第 5 2 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 3 議案第 5 2 号工事請負契約の締結について。富岡西地区農道三代橋架換工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第 5 2 号の内容説明をいたします。

議案の 1 7 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5, 0 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、富岡西地区農道三代橋架換工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1 億 1, 0 4 6 万円、うち消費税及び地方消費税額 5 2 6 万円。

4、契約の相手方、高玉・別海経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海常盤町 5 番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉政行。野付郡別海町中春別東町 3 0 番地、株式会社別海、代表取締役篠田巖。



次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募の期間は、5月1日から5月16日までの、休日を除く10日間。

応募者数は3社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月7日、島影建設株式会社、寺井建設株式会社、高玉・別海経常建設共同企業体の3社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億570万円、最低入札価格は1億520万円で、最低入札者であります本案の高玉・別海経常建設共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年2月28日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。議案資料の9ページをお開きください。

工事の場所は、富岡西地区、図面中央の赤く示している箇所です。当幌川水系、エトシナイ川にかかる三代橋及びその両側の町道部分です。

工事の概要ですが、橋梁のかけかえで、橋長23.9メートル及び橋の前後の町道193.6メートルの改良舗装を行うものです。車道幅員は4メートルでございます。

10ページにつきましては橋梁一般図、11ページは平面図、12ページは土工定規図でございますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第52号の内容の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第14 議案第53号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第53号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） 議案第53号の内容について説明いたします。

議案の18ページをお開きください。

別海町資源循環センターの管理運営につきましては、平成12年度から独立行政法人寒地土木研究所が、平成17年からは寒地土木研究所、別海町、産業廃棄物処理業者が、平成23年4月からは寒地土木研究所と別海町が使用協定を締結し、継続して運営を行い、本年3月からは別海町の業務委託により、産業廃棄物許可業者が運営をしておりますが、この施設につきましては、民間会社のノウハウや地域住民における経済的かつ効率的運営と利用者の要望を迅速な形で対応することが必要と考え、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき手続を進めてきたところでございます。

この指定管理候補者については、本年5月2日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であるとの判断をいただいたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書の朗読をもって内容説明にかえさせていただきます。

議案第53号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

名称、別海町資源循環センター。

所在地、別海町中西別108番地の2。

2、指定管理者。

住所、別海町中西別74番地9。

名称、別海バイオ株式会社。

代表者名、代表取締役、佐々木春男。

指定の期間、平成24年7月1日から平成27年3月31日までとなっております。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回の指定管理者について、指定管理者募集要項の中で、施設の維持管理というところで設備等の通常の維持補修という項がありまして、大規模なものは除くとあります。一次産業の町として大事な施設だと認識していますので、お聞きしたいと思います。

この大規模なものは除くということで、これは町が負担するということになると思うのですけれども、金額的にどれくらいのを大規模なものとしてされているのかということで、輸入製品も多い施設だと聞いています。小さな補修のところでも金額がかさむこともあるのではないかと思いますので、これを1点目としてお聞きします。

それと、2点目として、施設は10年以上経過しています。大規模な維持補修が行われているということは聞いていますけれども、今後の大規模な維持補修についての見通しはどのようになっているかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） 瀧川議員の御質問にお答えいたします。

まず、大規模の補修についての定義であります。過去の実績から見て幾らという形の金額の限定はできないと思いますが、私どもで今、大規模の補修というものの想定の中身につきましては、発電機、あるいは熱交換機、いわゆる主要機器についての補修というふうな形で考えております。

もう1点の今後の補修の見通しという形になりますが、過去にも維持管理を行って耐用年数以上の延命を図ってきておりますので、必要に応じてという形での回答になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 常任委員会もありますので、そこで細かく聞いていきたいと思いますが、大きい問題として2点お聞きしたいと思います。

今、話にありました募集要項の中で、7の管理の基準の（2）の中で、詳細は後日締結

する協定において定めるものとする、こういうふうにあるのですが、締結される協定というものがいつ締結されるのか、もう既にされているのか、そこら辺、この協定のことに関してお聞きします。

それからもう1点、選考結果の公表というところで、選考結果については公表するとなっているのですが、もう既に公表されているのか、それとも、今後公表するということになるのか、その2点をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） お答えいたします。

協定については、今現在、議会の承認を得ていない中で、まだ締結はしてございません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（宮部正好君） 選定委員会の選定結果については、選定後、速やかにホームページのほうで皆さんに御紹介しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） しているというふうに今おっしゃられましたが、もう公表されているということですか。そこをちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（宮部正好君） ホームページのほうに載せております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第54号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第54号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第54号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の19ページをお開きください。

本案は、今年度実施する中西別福祉館改築工事に伴い、建物が町道中西別2丁目線の一部にかかるため、道路法第10条第3項により一たん廃止とし、道路として残る部分を変更認定するため、道路法第8条第2項により議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回の変更により、通り抜けはできなくなりますが、プール及びスケートリンクへの出入りには変更後も可能ですので、一般の通行には支障がないと思われれます。

それでは、議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の13ページをお開きください。

町道の路線認定及び路線廃止に係る概要表でございます。

既に認定している認定路線数は669路線で、総延長1,198キロ740.65メートル

ルとなっておりますが、平成23年度の道路改良工事等に伴う区域変更により212.25メートル延長減となっております。

今回の認定分は1路線で79.42メートル、廃止分は1路線で175.87メートルです。これにより、認定町道は669路線、総延長は1,198キロ431.95メートルとなり、路線数は変わりませんが、総延長は308.7メートルの減となっております。

なお、町道の路線認定及び廃止の位置については、議案資料15ページに添付しております。説明については省略させていただきます。

以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

### ◎日程第16 報告第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 報告第1号平成23年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第1号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開き願います。

報告第1号平成23年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

本件につきましては、平成23年度別海町一般会計補正予算（第5号）で設定した繰越明許費について、その全額または一部を平成24年度へ繰り越しとする繰越計算書を調整したので、地方自治法施行令146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

21ページ、こちらが平成23年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名、地域集会施設改築事業、中西別福祉館の改築事業で、金額は1億円、翌年度繰越額も1億円です。財源の内訳は、未収入特定財源として道支出金が3,350万円、町債が6,640万円、10万円が一般財源です。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、事業名、道営基幹農道整備事業（美原東地区）の負担金で、金額は936万9,000円、翌年度繰越額も936万9,000円です。財源の内訳は、未収入特定財源として、町債が920万円、16万9,000円が一般財源です。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、事業名、道営一般農道整備事業（栄進地区）の負担金で、金額は519万8,000円、翌年度繰越額も519万8,000円です。財源の内訳は、未収入特定財源として、町債が480万円、特定財源が22万円、17万8,000円が一般財源です。

次に、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産物供給基盤整備事業、道営事業による野付地区床丹漁場整備負担金で、金額は1,900万円、翌年度繰越額は1,533万円です。財源の内訳は、未収入特定財源として、町債が680万円、特定財源が766

万5,000円、86万5,000円が一般財源です。

次に、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、産地水産業強化支援事業負担金、管内で漁場監視レーダーの設置を行うもので、金額は576万3,000円、翌年度繰越額も576万3,000円です。財源は576万3,000円、全額一般財源です。

次に、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業、道営事業による尾岱沼漁港整備費負担金で、金額は5,640万円を翌年度に繰り越し予定でありましたが、道から概算での請求がされたことにより3月末に執行を終えましたので、翌年度繰越額はゼロとなりました。

最後に、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、防衛施設周辺障害防止対策事業、事業内容は生産源対策に係る調査設計業務で、金額は2,640万円、翌年度繰越額も2,640万円です。財源は、2,640万円全額が特定収入です。

翌年度繰越明許費繰り越しは6事業、繰越額合計は1億6,206万円で、未収入財源内訳として、道支出金が3,350万円、町債が8,720万円、特定財源が3,428万5,000円、一般財源が707万5,000円であります。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あすは、午前10時から一般質問を行います。

皆さん、どうも御苦勞さまでございました。

散会 午後 1時20分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員